

食品販売および試飲・試食を提供する場合の注意事項

食品販売は、衛生面や事故防止のため、一定条件の範囲内でのみ販売可能とさせていただきます。

会場で、調理・調製が必要な食品は販売を禁止させていただきます。

下記は販売禁止の一例です。判断に迷う場合は事務局までお問い合わせ下さい。

1. さしみ、すし、弁当類、サンドイッチなどの調製が必要な食品
2. カレーライスやどんぶり等のご飯ものの提供
3. アイスクリーム等の小分け(カップのままの販売であれば可)
4. クリーム類(生クリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類)を使用した食品の調理加工(クリームのトッピングをブース内で行うなど)
5. 魚介類や食肉、牛乳、乳飲料等の生ものの販売
6. 原材料の一次加工(野菜をきざむ等)

岡山県しんきん合同ビジネス交流会実行委員会 事務局 おかやま信用金庫 価値創造部
TEL:0120-173-299(ガイダンス番号 5)


販売条件

- 1 販売禁止の食品に該当しないこと
- 2 個包装済み商品であること ※具体例をご参照ください。
- 3 現場で商品そのものに直接触れずに販売可能(現場で調理・加工しない) ※具体例をご参照ください。
- 4 持ち帰りできる商品であること
- 5 給排水は原則禁止
- 6 製造・調理は禁止
- 7 油の持込みおよび使用、裸火の使用は禁止
- 8 賞味期限、消費期限が販売当日より2日間以上あること
- 9 商品に食品表示を明記していること
- 10 展示会場で食品の最適な保存状態(温度)をキープすること
- 11 購入者に対し、最適な保存状態を提供もしくは配慮すること
- 12 酒類の販売には、税務署の許可(一般酒類小売業免許)が必要です。(各自申請)

試飲・試食を提供する場合の注意事項

- あらかじめ管理責任者を定めてください。
- 感染症(新型コロナウイルス等)防止のため、提供者は必ずマスク、手袋の着用をお願いします。
- 感染症(新型コロナウイルス等)防止のため、試食に提供するものは、できる限り個包装されたものを推奨します。個包装されていないものは、来場者の飛沫がかからないようラップなどで保護をお願いします。
- 原則として一口程度とします。試飲・試食であることを明示してください。
- 使い捨て容器を使用してください。使用後の容器は出展者がお持ち帰りください。
- 試飲品・試食品は温度管理等に十分注意してください。
- 出展者の管理下で責任を持って提供してください。また、「早く召し上がっていただくよう」「持ち帰りをしないよう」等呼びかけてください。
- アルコールの試飲をする出展者は、必ず運転者への注意喚起を行ってください。また提供条件については事務局からの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- 試飲・試食のための調理は禁止です。ただし、レトルト品を温める、湯を沸かす等については一部例外を認めます。
- 衛生面では十分に気を付けてください。アルコールスプレー・樹脂手袋等も備えてください。休憩後・昼食後・トイレの後などは必ず手を洗ってください。
- 食品残廃物・使用済み容器等の処理については、汚液・汚臭がもれないようにしてください。
- 飲料用の水道設備はありません。飲料水は出展者がポリ容器等で持ち込んでください。
- 試飲・試食および試供品配布をブース外通路で行うことを禁止します。
- 万が一事故が発生したときは、速やかに事務局へ連絡してください。

会場内の販売条件 具体例

食品	禁止行為	OK
① 干物、塩辛、佃煮等 海鮮加工品	 <p>◎ブース内で、裸の状態の商品をその場で梱包して販売</p>	 <p>◎密閉・個包装済で商品に直接手をふれない状態で販売 ◎食品表示を明記</p>
② 和菓子製品、洋菓子製品、パン	 <p>◎ブース内で、裸の状態の商品を取り出し、その場で梱包して販売 ◎一皿単位で販売</p>	 <p>◎密閉・個包装済で商品に直接手をふれない状態で販売 ◎食品表示を明記</p>
③ 味噌・醤油・みりん・酢等調味料、お茶	 <p>◎ブース内にて、裸の状態の商品を計量し、その場で梱包して販売</p>	 <p>◎密閉・個包装済で商品に直接手をふれない状態で販売 ◎食品表示を明記</p>
④ 餃子・焼売・焼きそば	 <p>◎ブース内で加熱し、一皿単位で販売</p>	 <p>◎密閉・個包装済で商品に直接手をふれない状態で販売 ◎食品表示を明記</p>
⑤ 豆腐、ヨーグルト、チーズ	 <p>◎ブース内で、裸の状態の商品をカット、その場で梱包して販売</p>	 <p>◎密閉・個包装済で商品に直接手をふれない状態で販売 ◎食品表示を明記</p>
⑥ 健康食品	 <p>◎科学的根拠のない商品の販売</p>	 <p>◎科学的根拠のある商品の販売</p>

販売条件に関する Q & A ※試飲試食は別です

- シュークリームは販売可能？ → ◎ (加工品とみなす、②参照)
- トンテキを現場で焼いて販売したい → × (理由: 生肉、④に違反)
- パンの販売は？ → ◎ (②参照、個包装、密閉済みのもの)
- アルコールの販売 → ◎ (但し常識の範ちゅう内、注意喚起・税務署の許可要)